



# 「健康なまち・職場づくり宣言 2020」 2019(令和元)年度 達成状況の概要

4年目を迎えた保険者の取組状況



Webサイトで詳しくご覧いただけます





# 健康なまち・職場づくり宣言2020



## 宣言 1

予防・健康づくりについて、一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体を800市町村以上とする。

## 宣言 2

かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体を1500市町村、47広域連合とする。その際、糖尿病対策推進会議等の活用を図る。

\*2019年度より 目標を800市町村から1500市町村に、24広域連合から47広域連合に上方修正

## 宣言 3

予防・健康づくりに向けて47都道府県の保険者協議会すべてが、地域と職域が連携した予防に関する活動を実施する。

## 宣言 4

健保組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業を500社（法人）以上とする。

## 宣言 5

協会けんぽ等保険者や商工会議所等のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を3万社以上とする。

\*2018年度より 目標を1万社から3万社に上方修正

## 宣言 6

加入者自身の健康・医療情報を本人に分かりやすく提供する保険者を原則100%とする。その際、情報通信技術(ICT)等の活用を図る。

## 宣言 7

予防・健康づくりの企画・実施を提供する事業者の質・量の向上のため、認証・評価の仕組みの構築も視野に、保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者を100社以上とする。

## 宣言 8

品質確保・安定供給を国に求めつつ、すべての保険者が後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取り組みを行う。

## 「2019年度保険者データヘルス全数調査」

■ 調査対象：全保険者（2019年4月以降設立の保険者は調査対象外とする）

■ 回答期間：2019年6月7日（金）から2019年6月28日（金）まで

■ 回答率

保険者種別	市町村 国保	広域 連合	健保 組合	共済 組合	国保 組合	協会 けんぽ <small>※47支部のほか 船員保険を含む</small>	保険者 協議会	合計 <small>※保険者協議会 を除く</small>
対象数	1,716	47	1,380	85	162	48	47	3,438
回答数	1,689	47	1,334	84	158	48	47	3,360
回答率	98.4%	100%	96.7%	98.8%	97.5%	100%	100%	97.7%

# 各宣言の達成度（達成保険者数）が大きく向上



## 宣言1

予防・健康づくりについて、一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体を800市町村以上とする。

2019年度の  
達成状況

**823** 市町村

昨年比  
146%

### 【達成要件】

- ①加入者等の予防・健康づくりの取組や成果に対しポイント等を付与し、そのポイント数に応じて何らかの報奨を設けるなど、インセンティブの仕組みにより加入者等の予防・健康づくりを推進する事業を実施していること。
  - ②事業実施の際、インセンティブが加入者の行動変容につながったかどうか効果検証を行っていること。
- ※①・②は必須要件

宣言2

かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体を1500市町村、広域連合を47団体とする。  
その際、糖尿病対策推進会議等の活用を図る。

\*2019年度より目標を800市町村から1500市町村、24広域連合から47広域連合に上方修正



【達成要件】

- 生活習慣病重症化予防の取組のうち、
- ①対象者の抽出基準が明確であること
  - ②かかりつけ医と連携した取組であること
  - ③保健指導を実施する場合には、専門職が取組に携わること
  - ④事業の評価を実施すること
  - ⑤取組の実施にあたり、地域の実情に応じて各都道府県の糖尿病対策推進会議等との連携（各都道府県による対応策の議論や取組内容の共有）を図ること
- ※取組方法については、受診勧奨、保健指導、受診勧奨と保健指導を一体化した取組等の中から地域の実情に応じ適切なものを選択する。
- ※国保は糖尿病性腎症重症化予防にかかる取組を対象としているが、後期高齢者は、その特性からそれ以外の取組についても対象とする。
- ※①②③④は必須要件、⑤は糖尿病性腎症重症化予防にかかる取組について必須要件

宣言3

予防・健康づくりに向けて、47都道府県の保険者協議会すべてが地域と職域が連携した予防に関する活動を実施する。

達成要件		2019年度の達成数	【参考】更なる取組の達成
大項目	小項目		
1	特定健診・保健指導の実施率向上	47	30
2	保険者横断的な医療費の調査分析	47	46
3	特定健診データの保険者間の移動の推進	47	47
4	保険者横断的な予防・健康づくり等の取組	47	47
(5)	後発医薬品の使用促進や重複投薬等の適正化のための取組	-	44
宣言を達成した保険者協議会の数		47	37

47すべての保険者協議会が宣言を達成。このうち37では、更なる取組も達成。

- ▶ 2019年度の達成：1～4の大項目すべて達成した場合に宣言3を達成。小項目が複数ある大項目1・2については、小項目1つ以上の達成で大項目を達成とする。
- ▶ 更なる取組：地域でのより一層の取組の推進を目指して宣言の達成要件に加え2018年度から更なる取組の要件を設定。具体的には、大項目2・4に小項目の取組を追加し、また大項目5の取組を追加。その上で小項目が複数ある大項目1・2・4については、小項目2つ以上の達成で大項目を達成とする。

#### 宣言4

健保組合等保険者と連携して  
健康経営に取り組む企業を500社（法人）以上とする。

2019年度の  
達成状況

818社（法人）

昨年比  
152%

8月1日現在

【達成要件】

- ① 健康経営度調査の評価結果において、以下の全てを満たしていること。  
従業員健康保持・増進について、経営指針等へ明文化していること。  
従業員健康保持・増進の考え方について、情報開示がなされていること。  
従業員健康保持・増進の推進を統括する組織の責任者が役員以上であること。  
従業員健康保持・増進施策の立案検討に、産業医等が関与していること。  
健康経営に係る必要な対策を講じていること。  
従業員健康保持・増進を目的として導入した施策について、効果検証を行っていること。
- ② 従業員の健康管理に関連する法令を遵守し違反がないこと。  
※①②は必須要件、なお、申請は事業主・保険者代表者が共同名義での申請

#### 宣言5

協会けんぽ等保険者や商工会議所等のサポートを得て  
健康宣言等に取り組む企業を3万社以上とする。

2019年度の  
達成状況

35,196社

昨年比  
153%

\*うち健康経営優良法人（中小規模法人部門）2,502法人（8月1日現在）

【達成要件】

- ① 保険者が健康宣言等の取組を有していること。  
※健保組合については、都道府県連合会が実施または関与している健康宣言事業に参加していることが必須
- ② 健康宣言の取組みとして以下の要件を満たしていること（i～iiiのうちからいずれかひとつの項目とivは必須。v～viiは努力目標）
  - i （企業等が）従業員の健康課題の把握と必要な対策（具体策）の検討を行うこと。
  - ii （企業等が）ヘルスリテラシーの向上、ワークライフバランスの向上、職場の活性化等のために、健康経営の実践に向けた基礎的な土台作りとワークエンゲイジメント（具体策）の取組を行うこと。
  - iii （企業等が）健康増進・生活習慣病予防、感染症予防、過重労働、メンタルヘルス等への対策のために、従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策を実施すること。
  - iv （企業等が）健康宣言の社内外への発信を実施すること。
  - v （企業等が）健康づくり担当者を一名以上設置すること。
  - vi （企業等が保険者の求めに応じて）40歳以上の従業員の健診データを提供すること。
  - vii （企業等が）従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと（自己申告）。

宣言6

加入者自身の健康・医療情報を  
本人に分かりやすく提供する保険者を原則100%とする。  
その際、情報通信技術（ICT）等の活用を図る。



【達成要件】

- ①特定健診等の受診者に、ICT等を活用して健診結果を提供していること。
  - ②疾病リスクとの関係で検査の数値の持つ意味について分かりやすく説明していること。
  - ③疾病リスクにより医療機関を受診することが必要な場合には、  
確実に受診勧奨を実施していること。
  - ④可能であれば検査値を改善するための生活習慣についてのアドバイスも提供していること。
- ※①～③は必須要件、④は努力目標

宣言7

予防・健康づくりの企画・実施を提供する事業者の  
質・量の向上のため、認証・評価の仕組みの構築も視野に、  
保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者を  
100社以上とする。



【達成要件】

- ①予防・健康づくりの企画・実施において複数保険者から推薦を受けていること。
  - ②実施事業に必要な法令遵守を行っていること（定性確認）。
- ※①②は必須要件

宣言8

品質確保・安定供給を国に求めつつ、すべての保険者が後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う。

2019年度の  
達成状況

440 市町村

昨年比148%

21 広域連合

昨年比111%

242 健保組合

昨年比124%

19 国保組合

昨年比238%

45 共済組合

昨年比110%

48 協会けんぽ

昨年比100%

【達成要件】

- ① 自保険者の後発医薬品の数量シェア及び金額シェアを把握していること。
- ② レセプトデータを活用し、例えば性年齢階級別や疾患別など加入者の類型化を行い、その属性ごとの後発医薬品の使用状況及び使用促進に係るボトルネックを把握し、事業の優先順位づけをしながら、事業目標を立て、事業を実施し、効果検証を行っていること。その際、差額通知の取組を実施し、通知前後で後発医薬品への切り替えが行われているかの確認により通知の効果を把握し、その結果を踏まえ、通知の対象者や発出頻度について検証を行うこと。
- ③ 差額通知の発出に当たっては、後発医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額に加えて、加入者の後発医薬品の使用促進に向けた付加的な情報を付けていること。
- ④ 必ずしも差額通知に示されている額が実際に窓口で軽減されるとは限らないことを様式に記載する等、加入者の誤解を招かないよう配慮すること。
- ⑤ 上記と併せて、後発医薬品の使用促進の取組の実施に当たって、保険者協議会等の活用も含め、医療関係者（医師会や薬剤師会等）との連携を行っていること。

※ ①②は必須要件、③～⑤は努力目標



健康を願う、想いをひとつに。

日本健康会議

NIPPON KENKO KAIGI





## 連携と協働で健康なまち・職場づくりを目指します

「日本健康会議」とは、少子高齢化が急速に進展する日本において、国民一人ひとりの健康寿命延伸と適正な医療について、民間組織が連携し行政の全面的な支援のもと実効的な活動を行うために組織された活動体です。経済団体、医療団体、保険者などの民間組織や自治体が連携し、職場、地域で具体的な対応策を実現していくことを目的としています。関係各所が連携し課題解決に向けた具体的な活動を行い、その成果を継続的に可視化させることで、勤労世代の健康増進および高齢者の就労・社会参加を促進し、ひいては経済の活性化にもつなげることを目指します。



「日本健康会議 2019」を2019年8月23日、東京イノホール&カンファレンスセンターで開催しました。

会議では、共同代表の三村明夫 日本商工会議所会頭の主催者挨拶、同じく横倉義武 日本医師会会長から「成果と今後の取組み」の報告をはじめ、来賓の根本匠 厚生労働大臣、世耕弘成 経済産業大臣などよりご挨拶をいただきました。

会場には延べ500名を超える保険者、医療関係団体、自治体関係者、ヘルスケア事業者の皆様が来場されました。



日本健康会議共同代表  
日本商工会議所会頭  
三村 明夫



日本健康会議共同代表  
日本医師会会長  
横倉 義武



また、会議では「保険者データヘルス全数調査 2019」に基づく「健康なまち・職場づくり宣言 2020」の達成状況や、地域での予防・健康づくりで先進的な取組を展開する都道府県の事例の他、生活習慣病重症化対策の最新動向、コラボヘルス関連として健康経営や健康スコアリングレポートへの取組み状況、また、新たに介護予防の推進や上手な医療のかかり方等、多彩なテーマでの講演・報告が行われました。このような議論を通して、健康なまち・職場づくりや2020年を目標とした宣言達成への取組み強化が確認されました。

WEBサイトで  
動画議事録を公開中 ▶



日本健康会議 活動指針  
**健康なまち・職場づくり宣言 2020**  
**2019 (令和元) 年度 達成状況**

宣言 ①	<p>予防・健康づくりについて、一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体を800市町村以上とする。</p> <p><b>目標</b> 800 市町村 ▶ <b>823</b> 市町村</p>	宣言 ⑤	<p>協会けんぽ等保険者や商工会議所等のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を3万社以上とする。  <small>* 2018年度より目標を1万社から3万社に上方修正。</small></p> <p><b>目標</b> 3万 社以上 ▶ <b>35,196</b> 社  <small>*うち健康経営優良法人（中小規模法人部門）2502法人</small></p>
宣言 ②	<p>かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体を1500市町村、広域連合を47団体以上とする。  <small>その際、糖尿病対策推進会議等の活用を図る。  <small>*2019年度より目標を800市町村から1500市町村に、24広域連合から47広域連合に上方修正</small></small></p> <p><b>目標</b> 1500 市町村 ▶ <b>1,180</b> 市町村          47 広域連合 ▶ <b>32</b> 広域連合</p>	宣言 ⑥	<p>加入者自身の健康・医療情報を本人に分かりやすく提供する保険者を原則100%とする。その際、情報通信技術（ICT）等の活用を図る。</p> <p><b>目標</b> 全保険者 ▶ <b>2,298</b> 保険者</p>
宣言 ③	<p>予防・健康づくりに向けて47都道府県の保険者協議会すべてが、地域と職域が連携した予防に関する活動を実施する。</p> <p><b>目標</b> 47 協議会 ▶ <b>47</b> 協議会  <small>*うち37協議会は2018年度から設定した更なる取組も達成</small></p>	宣言 ⑦	<p>予防・健康づくりの企画・実施を提供する事業者の質・量の向上のため、認証・評価の仕組みの構築も視野に、保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者を100社以上とする。</p> <p><b>目標</b> 100 社以上 ▶ <b>123</b> 社</p>
宣言 ④	<p>健保組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業を500社以上とする。</p> <p><b>目標</b> 500 社(法人)以上 ▶ <b>818</b> 法人</p>	宣言 ⑧	<p>品質確保・安定供給を国に求めつつ、すべての保険者が後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取り組みを行う。</p> <p><b>目標</b> 全保険者 ▶ <b>815</b> 保険者</p>

**日本健康会議実行委員**

一般社団法人日本経済団体連合会	会長	中西 宏明	公益社団法人日本看護協会	会長	福井 トシ子
日本商工会議所	会頭	三村 明夫	公益社団法人日本栄養士会	会長	中村 丁次
公益社団法人経済同友会	代表幹事	櫻田 謙悟	チーム医療推進協議会	代表	半田 一登
全国商工会連合会	会長	森 義久	住友商事株式会社	特別顧問	岡 素之
全国中小企業団体中央会	会長	森 洋	自治医科大学	学長	永井 良三
日本労働組合総連合会	会長代行	逢見 直人	東北大学大学院医学系研究科	教授	辻 一郎
健康保険組合連合会	会長	大塚 陸毅	あいち健康の森健康科学総合センター	センター長	津下 一代
全国健康保険協会	理事長	安藤 伸樹	広島大学大学院医系科学研究科	教授	森山 美知子
一般社団法人全国国民健康保険組合協会	会長	真野 章	千葉大学予防医学センター	教授	近藤 克則
公益社団法人国民健康保険中央会	会長	岡崎 誠也	国立長寿医療研究センター老年学評価研究部	部長	
全国後期高齢者医療広域連合協議会	会長	横尾 俊彦	大阪大学産学共創本部	特任教授	宮田 俊男
全国知事会	会長	飯泉 嘉門	一般社団法人日本糖尿病学会	理事長	門脇 孝
全国市長会	会長	立谷 秀清	東京都荒川区	区長	西川 太一郎
全国町村会	会長	荒木 泰臣	株式会社読売新聞グループ本社	代表取締役会長	老川 祥一
公益社団法人日本医師会	会長	横倉 義武	株式会社テレビ東京ホールディングス	特別顧問	島田 昌幸
公益社団法人日本歯科医師会	会長	堀 憲郎	一般社団法人共同通信社	相談役	福山 正喜
公益社団法人日本薬剤師会	会長	山本 信夫			

2019年11月 現在



**日本健康会議 事務局**

TEL : 03-6452-8711

FAX : 03-5425-6614

Email : info@kenkokaigi.jp

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-7-8 ランディック第2虎ノ門ビル2F

平成 30 年 6 月 15 日  
経済財政運営と改革の基本方針 2018  
～ 少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～  
(骨太の方針) P54 - 55

第 3 章「経済・財政一体改革」の推進  
4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題  
(1) 社会保障 より抜粋

(予防・健康づくりの推進)

高齢者をはじめとして多様な就労・社会参加を促進し、社会全体の活力を維持していく基盤として、健康寿命を延伸し、平均寿命との差を縮小することを目指す。

糖尿病等の生活習慣病や透析の原因にもなる慢性腎臓病及び認知症の予防に重点的に取り組む。糖尿病等の生活習慣病の重症化予防に関して、県・国民健康保険団体連合会・医師会等が連携して進める埼玉県の取組など、先進・優良事例の横展開の加速に向けて今後3年間で徹底して取り組む。胃がんをはじめとする感染も原因となるがんの検診の在り方を含め、内容を不断に見直しつつ、膵がんをはじめとする早期診断が困難ながんを含めて早期発見と早期治療につなげる。傷病休暇の導入や活用の促進により、がんの治療と就労を両立させる。日本健康会議について、都道府県レベルでも開催の促進など、多様な主体の連携により無関心層や健診の機会が少ない層を含めた予防・健康づくりを社会全体で推進する。医療・介護制度において、データの整備・分析を進め、保険者機能を強化するとともに、科学的根拠に基づき施策を重点化しつつ、予防・健康づくりに頑張った者が報われる制度を整備する。

認知症に関する研究開発を重点的に推進するとともに、認知症予防に関する先進・優良事例を収集・横展開する。新オレンジプラン<sup>81</sup>の実現等により、認知症の容態<sup>82</sup>に応じた適時・適切な医療・介護等が提供されるよう、循環型ネットワークにおける認知症疾患医療センターの司令塔としての機能を引き続き強化し、相談機能の確立等や地域包括支援センター等との連携を進めることを通じ、地域包括ケアシステムの整備を推進する。認知症の人が尊厳を保持しつつ暮らすことのできる共助の地域社会を構築する。

高齢者の通いの場を中心とした介護予防・フレイル対策<sup>83</sup>や生活習慣病等の疾病予防・重症化予防、就労・社会参加支援を都道府県等と連携しつつ市町村が一体的に実施する仕組みを検討するとともに、インセンティブを活用することにより、健康寿命の地域間格差を解消することを目指す。また、フレイル対策にも資する新たな食事摂取基準の活用を図るとともに、事業所、地方自治体等の多様な主体が参加した国民全体の健康づくりの取組を各地域において一層推進する。さらに、健康増進の観点から、2020年東京オリンピック・パラリンピックを目指し、受動喫煙対策を徹底する。口腔の健康は全身の健康にもつながることから、生涯を通じた歯科健診の充実、入院患者や要介護者をはじめとする国民に対する口腔機能管理の推進など歯科口腔保健の充実や、地域における医科歯科連携の構築など歯科保健医療の充実に取り組む。生涯を通じた女性の健康支援の強化に取り組む。乳幼児期・学童期の健康情報の一元的活用の検討などに取り組む。アレルギー疾患対策基本指針<sup>84</sup>に基づき、アレルギー疾患の重症化の予防や症状の軽減に向けた対策を推進する。

介護難職  
ゼロの実現

安心した生活（高齢者に対するフレイル（虚弱）予防・対策）

⑥ 元気で豊かな老後を送れる健康寿命の延伸に向けた取組（その1）

【国民生活における課題】

現役時代からの予防・健康づくりの取組や、高齢者のフレイル（虚弱）状態へのケアがこれまで必ずしも十分ではなく、健康寿命と平均寿命に乖離が大きい。

- ・健康寿命 男性71.19歳、女性74.21歳（2013年）
- ・メタボ人口 1,400万人（2008年度）
- ・健診受診率（40～74歳、特定健診含む） 66.2%（2013年）
- ・要介護認定率 17.8%（2013年度）

【今後の対応の方向性】

健康寿命の延伸は、個人の努力を基本としつつ、自治体や医療保険者、雇用する事業主等が、意識付けを含め、個人が努力しやすい環境を整える。また、老後になってからの予防・健康増進の取組だけでなく、現役時代からの取組も重要であり必要な対応を行う。

【具体的な施策】

- ・自治体や企業、保険者における先進的な取組を横展開するため、健康なまち・職場づくり宣言2020（2015年7月10日日本健康会議）の2020年度末までの達成に向け、政府としても協力する。
- ・かかりつけ医等と連携した糖尿病性腎症の重症化予防について、日本医師会、日本糖尿病対策推進会議、厚生労働省によるプログラム（2016年4月20日）を活用しながら進める。
- ・データヘルスについて、好事例を横展開するとともに、2016年度より、各保険者における生活習慣病予防や重症化予防、加入者への健康情報の提供などの取組状況を毎年度把握し、専用のホームページを設け常時開示する。
- ・2018年度より拡充される保険者の予防・健康づくりに関するインセンティブについて、評価される事項を2016年度中に明らかにし、保険者が前倒して取り組むことができるようにする。
- ・個人の予防・健康増進活動を促すための保険者や自治体による健康ポイントの付与等について、商店街・企業との連携や、ICTの活用など創意工夫された例を参考に横展開する。また、健康づくりを開始・実践する個人の意欲を喚起し、共に支え合いながら健康長寿の取組を推進する人材の育成について、モデル事業を実施し、2018年度以降の全国展開を図る。
- ・健康経営銘柄の選定等により健康経営の考え方を広げていく。また、医療保険者、企業、医療関係者が連携して、個人の同意のもと、レセプトデータ・健診データ・健康関連データを活用して、個人への健康アドバイスを行う仕組みをモデル的に開始し、成果を見ながら広げていく。
- ・健康寿命の延伸につながる生活習慣等の在り方や疾病の地域差について調査研究を進める。

年度 施策	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度以降	指標
自治体・企業・保険者の 先進的取組の横展開	「健康なまち・職場づくり宣言2020」の達成に向けた取組						数値目標の達成状況に応じて、追加対応を実施						・生涯を通じた予防により、平均寿命を上回る健康寿命の延伸加速を実現し、2025年までに健康寿命を2歳以上延伸 (2010年) 男性70.42歳 女性73.62歳 (2013年) 男性71.19歳 女性74.21歳
データヘルス (レセプト等を 活用した保健事 業)の推進	健康経営銘柄の選定や中小企業における健康経営の推進等				市町村国保等において順次 データヘルス計画の作成・公表		民間事業者の更なる活用 中小企業も含めた企業による健康経営の取組との更なる連携						・2020年までに メタボ人口（特定保健 指導の対象者をいう） を2008年度比25%減 (2008年度) 1400万人
	好事例の全国展開 かかりつけ医等と連携した健康増進、重症化予防を含めた疾病予防、重複・頻回受診対策、後発医薬品の使用促進等に係る 好事例を強力に全国に横展開する												・2020年までに 健診受診率（40～74 歳）を80% （特定健診含む） (2013年) 66.2%